

福山市介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条17項に規定する地域密着型通所介護、同条18項に規定する認知症対応型通所介護又は法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を利用している要介護者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により要介護者の居宅でサービス提供を受けた者に対する利用者負担の軽減措置について必要な事項を定め、もって介護保険サービスの継続的な利用の促進を図ることを目的とする。

(減額の対象者)

第2条 本事業の対象者は、通所介護等のサービス提供を受けている要介護者のうち、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省事務連絡）により、要介護者からの連絡を受ける体制を整えた通所介護等事業所から、要介護者の居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえたサービス（以下「対象サービス」という。）の提供を受けた者とする。

2 前項の対象者は、対象サービスを利用する前に「福山市介護保険サービス利用者負担軽減事業事前申出書」（参考様式1）を市長に提出するものとする。

(減額の申請)

第3条 第2条に該当する者に対象サービスを提供したとして、軽減費の支給を受けようとする指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）は、福山市介護保険サービス利用者負担軽減申請書（参考様式2）を市長に提出するものとする。

(給付率及び減額方法)

第4条 市長は、対象者が指定通所介護事業者等から対象サービスの提供を受けたときは、通所介護等に要した費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（居宅においてサービス提供を受けた部分に限る。）に係る自己負担額（他の制度による給付が受けられる場合にあつては、当該給付に係る額を減じて得た額。）に100分の50を乗じて得た額（以下「軽減額」という。）を指定通所介護事業者等に支給することにより、対象者の負担額を減額する。

2 指定通所介護事業者等は、対象者から通所介護等サービス全体に係る部分の自己負担額から軽減額を減じた得た額を徴収するものとする。

(給付の制限等)

第5条 減額認定者が、法第63条から法第69条までの規定の適用を受けている場合にあつては、当該適用期間に提供を受けた通所介護等に係る第4条の規定による給付は行

わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 利用者負担の軽減を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(給付の取消し等)

第7条 市長は、対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減額認定の決定を取消し、又は停止することができる。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段を用いて利用者負担額の減額を受け、又は受けようとしたとき。

2 前項に該当する場合においては、市長は、その者から、すでに支払った金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (2020年(令和2年)8月13日)

1 この要綱は、2020年(令和2年)8月13日から施行する。

2 この要綱は、2023年(令和5年)3月31日限り、その効力を失う。

3 前項に規定する日までにあった第2条第2項の申出について、第4条の規定は、同項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有するが、2023年(令和5年)4月10日までに第3条の申請を行わなければならない。

附 則 (2021年(令和3年)3月22日)

1 この要綱は、2021年(令和3年)3月22日から施行する。

附 則 (2022年(令和4年)3月31日)

1 この要綱は、2022年(令和4年)3月31日から施行する。